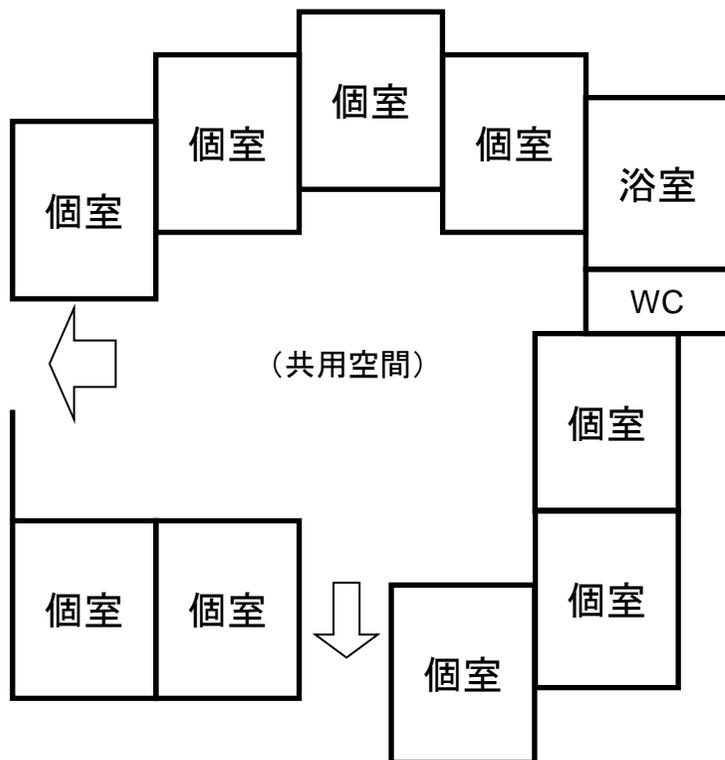


# 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の概要

## (基本的な考え方)

認知症(急性を除く)の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。

### 共同生活住居(ユニット)のイメージ



### 《利用者》

- 1事業所あたり1又は2の共同生活住居(ユニット)を運営
- 1ユニットの定員は、5人以上9人以下

### 《人員配置》

- 介護従業者
  - 日中:利用者3人に1人(常勤換算)
  - 夜間:ユニットごとに1人
- 計画作成担当者
  - ユニットごとに1人
  - (最低1人は介護支援専門員)
- 管理者
  - 3年以上認知症の介護従事経験のある者が常勤専従

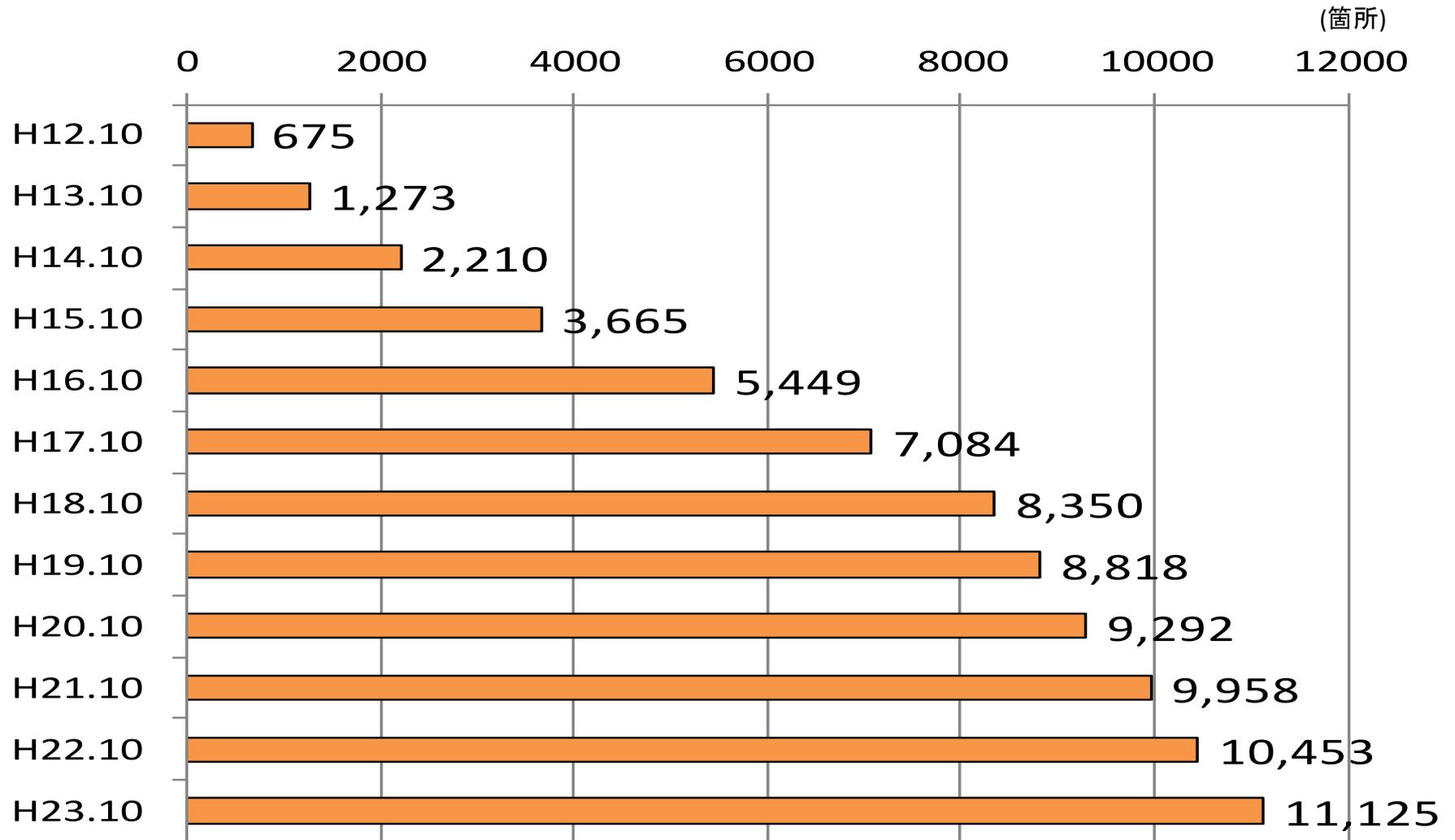
### 《設備》

- 住宅地等に立地
- 居室は、7.43㎡(和室4.5畳)以上で原則個室
- その他
  - 居間・食堂・台所・浴室等日常生活に必要な設備

### 《運営》

- 運営推進会議の設置
  - ・利用者・家族・地域住民・外部有識者等から構成
  - ・外部の視点で運営を評価

# 認知症高齢者グループホームの事業所数の推移



出典：H12～H20 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

H21～H23 厚生労働省「介護給付費実態調査」(各11月審査分)